

平成30年12月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成30年12月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成30年12月25日(火)午後3時30分から午後4時9分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	花野 隆雄	会長代理 :	2 番 :	水澤 正明
委 員 :	3 番 :	忠 貞夫	委 員 :	4 番 :	榎本 太
委 員 :	5 番 :	森田 謙	委 員 :	6 番 :	田村 信秀
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	緒形 文一
委 員 :	9 番 :	馬場 勝	委 員 :	10 番 :	西奈美 公平
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	松村 智
委 員 :	13 番 :	今井 輝子	委 員 :	14 番 :	阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中 条 :	志村 政美	委 員 :	中 条 :	佐藤 隆
委 員 :	乙 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	安城 守英
委 員 :	築 地 :	白塚 幸二	委 員 :	築 地 :	小熊 威
委 員 :	黒 川 :	今井 明	委 員 :	黒 川 :	小野 金一

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：佐藤秀雄、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 30 年 12 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、8 番緒形文一委員、10 番西奈美公平委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、11 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>11 月 29 日 30 日、全国農業委員会会長代表者集会及び農業者年金加入推進セミナーが東京都港区のメルパルクホールで開催され、会長代理が出席してございます。</p> <p>11 月 30 日、新発田地域農業振興大会が聖籠町文化会館で開催され、農業委員 9 名、推進委員 6 名の方に参加していただきました。</p> <p>12 月 4 日 5 日、にいがた女性農業委員の会の役員会及び総会並びに研修会が阿賀野市「長生館」で開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>12 月 5 日、宮川及び築地地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、川上委員、小熊委員に出席していただきました。</p> <p>12 月 6 日、チューリップフェスティバル実行委員会が市役所 3 階会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>12 月 14 日、第 33 回常設審議委員会が新潟市の東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>12 月 18 日、12 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、3 班の委員の皆様にご覧に案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 1 件であります。</p> <p>この案件は、譲渡人においては、所有する農地をほとんど貸し付けており、今後も自ら耕作する予定もなく、このたび築地地内の田について、隣接地を耕作する譲受人へ売り渡すものであります。</p> <p>売買価格は、総額〇〇円 10 a 当たり約〇〇円と安価ではありますが、両者合意の価格となっております。</p> <p>第 1 号議案につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要</p>

	<p>件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る12月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員4名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では、許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>本日お配りした議案書をお願いいたします。</p> <p>第2号議案は、住宅建築のための転用が1件であります。</p> <p>この案件は、都市計画法に定める用途地域にある住吉町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用であり、建築面積は124.62㎡であります。</p> <p>なお、当該申請地には、40年ほど前から住宅が建築されており、この度住宅の建て替えをするにあたり、登記上の地目が畑であることが分かりました。</p> <p>申請地においては、当時の転用許可の有無が定かでないこと、また、農業委員会の台帳においても、その事実が不明であること等に伴い、速やかに転用申請をして</p>

	<p>いただいたものであります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>2枚目に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案は、追加議案で早急に対応する必要がある為、事務局の説明のみとし、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページの下段をお願いします。</p> <p>第3号議案は、事務所兼住宅建築のための転用が1件、郵便局舎建築のための転用が1件、工事中進入路及び資材置場のための転用が1件の計3件であります。</p> <p>1番の案件は、譲受人が営む化工設備業の事務所が手狭となったため、都市計画用途地域にあるあかね町地内の休耕畑において、新たに事務所兼住宅を建築するものであり、建築面積は58.58㎡、土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、譲受人が運営している本郷町地内の郵便局が道路拡幅に伴い移転することとなったため、都市計画用途地域にあるあかね町地内の休耕畑において、新たに郵便局舎を建築するものであり、建築面積は132.67㎡、土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>なお、現在、郵便局の運営等については、日本郵便株式会社との受委託の契約により行い、その運営に関する施設等の整備及びその費用は、受託者側個人が負担することになっております。</p> <p>3番の案件は、農用地区域内にある加賀新地内の休耕田において、工事中進入路及</p>

	<p>び資材置場として利用するための一時転用であります。</p> <p>なお、この案件は、11月下旬頃、進入路として既に利用していることが発覚したため、原状復旧させると共にその後の利用を中止させ、この度の転用申請に至ったものであります。</p> <p>また、申請者からは、今後はこの様な違反等が無いよう事前に相談・確認するなど、再発防止に努める旨の誓約書が提出されていますことを申し添えます。</p> <p>第3号議案は、いずれの案件も書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしており、事前着工もありませんでした。</p> <p>2ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、事務所兼住宅建築のための転用が1件、郵便局舎建築のための転用が1件、工事用進入路及び資材置場のための一時転用が1件の計3件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、すべて現地を確認した結果、1番と2番は事前着工もなく、3番は原状復旧されており、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第4号議案は、所有権移転と利用権設定及び利用権移転がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第4号議案の所有権移転について、ご説明いたします。 議案書3ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の所有権移転は、売買が2件、交換が2件の計4件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人は高齢等により施設に入所しており、資産を処分したいとの申し出があり、この度、宮川地内の田について、近隣を耕作する方へ売り渡すことになったものであります。</p> <p>譲受人は、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者であり、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格は、総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、農業経営は今後も予定が無いこと等により資産処分の申し出があり、この度、築地地内等の畑について、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、新発田市において養豚業を主としている認定農業者で、養豚のほか畑作等も行っている法人であり、耕作面積及び経営状況等も問題なく、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格につきましては、総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>3番及び4番は、それぞれ耕作不便により、築地地内の畑を交換するものであり、ともに経営状況等も問題ないと思われまます。</p> <p>第4号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の所有権移転の1番と2番のあっせん審査結果について、11番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>第4号議案の所有権移転の1番と2番についてご報告いたします。</p> <p>去る12月5日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>1番ですが、売り手は、高齢で施設に入所しており、農業後継者も居ないことから、資産の整理をしたいと申し入れがありました。</p> <p>買い手は認定農業者で、近隣農地を耕作しており効率的であり、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格につきましては、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしました。</p> <p>次に2番ですが、売り手は、相続により取得後、自ら農業はしておらず、これからは出来ないことから、売買の申し入れがありました。</p> <p>買い手は新発田市の認定農業法人で、主な事業は養豚ですが、麦や大豆・ネギ等の生産もしております。耕作面積及び経営状況等も問題ありません。胎内市内でも耕作している農地があり、経営拡大のため、選定されました。あっせん譲受け台帳にも登録しております。</p> <p>売買価格につきましては売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査</p>

	<p>会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案の所有権移転の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転の1番と2番につきましては、あっせん審査会が開催されておりますこと、また3番と4番については、耕作不便による交換であり、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定を議題といたします。</p> <p>この第4号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>初めに第4号議案の利用権設定の1番から34番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の1番から34番について、ご説明いたします。</p> <p>議案書3ページ下段をお願いします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から34番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが4件、年金受給のため使用貸借を新規に設定するものが1件、労力不足により使用貸借権を新規に設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが13件、使用貸借権を再設定するものが1件、賃借権を再設定するものが14件でありま</p>

す。

1 番は、中間管理事業により 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 1,000 円と安価ですが、山林に囲まれており条件が非常に悪い場所であるため、この賃貸料となっております。

議案書 4 ページをお願いします。

2 番から 4 番は、中間管理事業により 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、2 番が 28,000 円、3 番と 4 番が 14,000 円であります。

5 番は、農業者年金受給のため後継者へ 10 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。

6 番は、労力不足により 10 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。

7 番は、労力不足により認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、21,000 円であります。

議案書 5 ページをお願いします。

8 番から 13 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、8 番が 21,000 円、9 番が 18,000 円、10 番が 17,000 円、11 番が 23,000 円、12 番と 13 番が 14,000 円であります。

議案書 6 ページをお願いします。

14 番から 19 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を新規設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、14 番から 17 番が 14,000 円、18 番と 19 番がコシヒカリで 60 kg であります。

議案書 7 ページをお願いします。

20 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の使用賃借権を再設定するものであります。

21 番から 25 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、21 番と 22 番が 23,000 円、23 番が 20,300 円、24 番と 25 番が 20,000 円であります。

議案書 8 ページをお願いします。

26 番から 31 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、26 番が 20,000 円、27 番が 26,000 円、28 番が 10,000 円、29 番がコシヒカリで 90 kg、30 番が 14,000 円、31 番が 10,000 円であります。

議案書 9 ページをお願いします。

32 番から 34 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、コシヒカリで 32 番と 33 番が 60 kg、34 番が 30 kg であります。

第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 34 番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 34 番の事前審査結果について、7 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 34 番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが 4 件、年金受給のため使用貸借を新規に設定するものが 1 件、労力不足により使用貸借権を新規に設定するものが 1 件、賃借権を新規に設定するものが 13 件、使用貸借権を再設定するものが 1 件、賃借権を再設定するものが 14 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、いずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 34 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 34 番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 34 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案の利用権設定の 35 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の利用権設定の 35 番をご説明いたします。</p> <p>この案件は、労力不足により認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、コシヒカリ 90 kg であります。</p> <p>35 番の案件は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 35 番の事前審査結果について、7 番南波雅子事前審査委</p>

	<p>員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 35 番は、労力不足により賃借権を再設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 35 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 35 番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 35 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案の利用権設定の 36 番から 38 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の利用権設定の 36 番から 38 番をご説明いたします。</p> <p>36 番と 37 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、コシヒカリで 90 kg であります。</p> <p>議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>38 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、コシヒカリで 90 kg であります。</p>

	<p>36 番から 38 番の案件は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 36 番から 38 番の事前審査結果について、7 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。 第 4 号議案の利用権設定の 36 番から 38 番は、労力不足により賃借権を再設定するものであります。 詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 36 番から 38 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 4 号議案の利用権設定の 36 番から 38 番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 36 番から 38 番については、承認することに決定いたしました。 次に、第 4 号議案の利用権設定の 39 番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第4号議案の利用権設定の39番をご説明いたします。</p> <p>この案件は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、コシヒカリで80kgであります。</p> <p>39番の案件は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の39番の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の39番は、労力不足により賃借権を再設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の39番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の39番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の39番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権移転を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書10ページ下段をお願いします。</p> <p>第4号議案の利用権移転は、年金受給のため使用賃借を移転するものが1件、賃借</p>

	<p>権を移転するものが6件の計7件であります。</p> <p>1番及び2番は、年金受給のため使用貸借権又は賃借権を後継者へ移転するものであり、残りの期間をこれまでの契約内容で引き継ぐものであります。</p> <p>議案書11ページをお願いします。</p> <p>3番から7番は、年金受給のため賃借権を後継者へ移転するものであり、残りの期間をこれまでの契約内容で引き継ぐものであります。</p> <p>第4号議案の利用権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権移転の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権移転は、年金受給のため後継者へ利用権を移転するものが7件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権移転について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で日程第3の第1号議案から第4号議案までの審議を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、平成30年12月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成30年12月25日

議 長

---

8 番

---

10 番

---